# 名古屋市立平針小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は平針小学校PTAと称し、事務所を平針小学校に置く。

第2章 目的

第2条 この会は父母と教師が協力して学校と家庭と社会における児童の健全な育成を図る ことを目的とする。

第3章 活動

- 第3条 この会はその目的を達成するために、次の活動を行う。
- 1 家庭と学校との緊密な連絡により児童の健全な成長を図る。
- 2 学校や地域の教育環境の向上を図る。
- 3 会員相互の研修を図る。
- 4 その他目的達成に必要な活動を行う。

第4章 会員

第4条 この会の会員は平針小学校の保護者ならびに教職員とし、会員は会費を納入するものとする。

第5章 役員

- 第5条 この会の役員は次のとおりとする。
- 1 会長 1名(父母)

会長は会の代表となり、会務を統括する。

- 2 副会長 2~3名(父母)
- 会長を補佐し、会長に事故等があるときは、会務を代行する。
- 3 会計 若干名(内1名は教職員) 本会のすべての金銭の収入・支出を正確に記録し、通常総会において、会計監査を得た決 算報告をする。
- 第6条 役員の選出は次のように行う。
- 1 役員は会員にして、会長は細則第1条によって選出され、総会において承認されなければならない。
- 2 副会長・会計は、会員に募集をし、その中から会長が委嘱し旧役員会で承認を受け総会で報告されなければならない。
- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。欠員が生じた場合は、補充し その任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 この会に顧問を置くことができる。

第6章 委員

- 第9条 この会に次の委員を置く。
- 1 地域委員 若干名

各地域の会員から選出され、校外指導委員会に出席し目的の達成に努める。

第10条 委員の任期は1年とする。再任は連続2年までとする。ただし、地域の実情に応じて、やむを得ぬ場合はこの限りではない。欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第7章 会計監査

- 第11条 この会に2名の会計監査を置く。
- 1 会計監査は会員にして細則第1条によって選出され、総会において承認されなければならない。
- 2 任期は1年とし、その年度の経理を監査する。

## 第8章 機関と運営

- 第12条 この会に次の機関を置く。
  - 総会、役員会、校外指導委員会
- 第13条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高機関である。毎年1回以上開催し、 予算の決議・決算の承認・規約の改廃・役員の承認・会の活動の大綱等を決議する。
- 第14条 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数の賛成 によって議決する。
- 第15条 校外指導委員会

この会は地域選出による地域委員の代表者である校外指導委員によって構成される。 委員会には正副委員長を互選によって選出する。顧問教師を置くことができる。

第16条 役員会

この会には役員会を置き、会の活動の基本計画・委員会との連絡・調整にあたる。

#### 第9章 会計

- 第17条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金およびその他の収入によって支弁する。
- 第18条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行い、決算は会計監査を 経て総会の承認を得なければならない。
- 第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 第10章 付 則

- 第20条 この会は区PTA連絡協議会・名古屋市立小中学校PTA協議会および日本PTA 全国協議会に加盟する。
- 第21条 学校長・役員はどの会議にも出席し意見を述べることができる。
- 第22条 この会の運営に関し、必要な事項は細則に定める。細則改正はこの会の規約に反しないかぎり、役員会で議決できる。

## 第11章 規約の承認・改正

第21条 この規約は総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正できない。なお、改正案は前もって全会員に知らせておかなければならない。

附則

本規約は 平成 2年4月26日より施行する。

本規約は 平成28年4月 1日より施行する。

本規約は 令和4年12月22日より改正する。

## 細 則

第1章 役員

第1条 会長・会計監査の選出は旧役員会によって推薦委員会を設け、候補者を推薦し、総会で報告、承認を得る。

第2章 委員

第2条 委員の選出

1 地域委員・校外指導委員

3月末までに地域ごとに地域委員若干名を選出し、その中から1名を校外指導委員として互選する。校外指導委員は校外指導委員会を構成し目的の達成に努める。

第3章 会計

第3条 この会の会費は 月額児童1人あたり200円とする。

附則

この細則は 平成15年4月1日より実施する。

この細則は 平成26年4月1日より実施する。

この細則は 令和4年12月22日より実施する。

# 慶弔規定

第1条 会員・児童の病気・事故については、次の規定により、お見舞いする。

1 1か月以上入院した場合は、3,000円程度の見舞品を贈りお見舞いする。

2 災害を受けた場合は、その都度協議してお見舞いする。

第2条 会員の弔については、次の規定により弔意を表する。

(別表による)

第3条 慶弔・見舞い等に対するおかえしは、これを辞退する。

第4条 本規定の改廃は、総会または全委員会の議決をもってする。

付則1 規定の運用については、必要に応じて役員会で協議し細部については、規定に反しない限り変更できる。

付則2 本規定は、平成8年4月1日より実施する。

(別 表)

	訃 報	会 葬	香料
児 童	全委員	全委員	生花一対
	該当学年の会員	学級委員	香料
		学級担任	5,000円
		都合のつく教職員	
会 員	同 上	全委員	同 上
(保護者)		学級委員	
		学級担任	
		都合のつく教職員	
会 員	全委員	全委員	生花一対
(教職員)	該当学年の会員	学級児童代表	香料
	全市小中学校職	都合のつく教職員	10,000円
	員		
職員の血族一親等	全委員	全委員	生花一対
(実父母・子)	全市小中学校職	都合のつく教職員	香料
姻族一親等で同居	員		5,000円
(養・義父母・養子)			